

堺市母子保健事業広告媒体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市が発行する母子保健事業に係る印刷物（以下「印刷物」という。）への広告の掲載又は事業対象者に広告を配布すること（以下「広告取扱」という。）について、必要な事項を定める。

(広告取扱の範囲)

第2条 広告取扱は、市の母子保健事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲で行うものとする。

(広告取扱の基準)

第3条 広告は、公共性及び中立性を損なうことがなく、かつ、社会的信用度が高いものでなければならない。

2 広告及びその内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告取扱の対象としない。

- (1) 堺市母子保健事業広告媒体取扱基準（以下「基準」という。）に反しているもの
- (2) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条に規定する協定又は規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (3) その他広告取扱することが適当でないと市長が認めるもの

3 広告取扱に係る業種及び事業者並びに第2項に規定する基準は、所管部長が別に定める。

(広告取扱の付記事項)

第4条 印刷物へ広告を掲載するにあたっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、原則として、当該広告取扱欄に「広告欄」等の文言を記載して民間企業等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を注記するものとする。

(広告取扱希望者の募集)

第5条 市長は、広告取扱を希望する者（以下「広告取扱希望者」という。）を募集しようとするときは、本要領及び基準に定めるもののほか、広告取扱に関し必要な事項を個別の要項に定め、次に掲げる募集の条件を明示して行うものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 募集する広告の規格及び数量並びに広告取扱の期間
- (3) 広告取扱の範囲及び基準
- (4) 申込みの時期及び方法
- (5) 選定する広告の数（以下「選定数」という。）
- (6) 広告取扱最低価格
- (7) その他、市長が定める事項

(広告取扱の申込み)

第6条 前条の規定に基づく募集に応募する広告取扱希望者は、広告の見本及び企画書を添付し、広告取扱申込書（様式第1号）により、市長に申し込むものとする。

- 2 前項の広告取扱希望者は、母子保健、児童福祉又は青少年健全育成に関連した取組を行っている場合は、前項の書類に、当該取組内容の概要がわかる書類を添付することとする。
（広告内容等の審査）

第7条 市長は、本要領及び基準に定める広告取扱の範囲及び基準並びに第5条第1号の内容（以下「取扱広告内容」という。）に適合しているかの審査を行い、広告取扱の可否を決定する。

（広告の選定等）

第8条 前条の規定により広告取扱可と決定した広告について、第6条の規定に基づき申込みのあった広告取扱希望価格が高額である広告から順に選定数の広告を選定するものとする。

- 2 前項の広告取扱希望価格が同額の広告があり、同額の広告をすべて選定すると選定数を超える場合（以下「同順位広告がある場合」という。）は、期間を設定し、同額の広告取扱希望価格を申し込んだ広告取扱希望者に対し、広告取扱再申込書（様式第2号）により、市長に対する広告取扱再希望価格の申し込みを求めることができる。

- 3 前項の規定に基づき再度の申し込みのあった広告取扱再希望価格が高額である広告から順に選定数の広告を選定するものとする。

（広告選定審査機関の設置）

第9条 第7条に規定する広告取扱の可否の決定に疑義が生じる場合（以下「取扱いに疑義がある場合」という。）又は前条第3項の広告取扱再希望価格が同順位広告がある場合、広告取扱の可否又は広告の選定に関する審査を行うため、堺市母子保健事業取扱広告選定審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の委員長は子ども青少年育成部長を、委員は子ども企画課長、子ども育成課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。
- 5 審査会の庶務は、子ども育成課において行う。

（審査会による選定方法等）

第10条 審査会は、取扱いに疑義がある場合、第6条に規定する書類に基づき、本要領及び基準に定める広告取扱の範囲及び基準並びに取扱広告内容に適合しているかの審査を行い、広告取扱の可否を決定する。

- 2 審査会は、同順位広告がある場合、第7条又は前項に基づき取扱可と決定した広告のうち、広告取扱再希望価格が同額の広告について、その広告ごとに、別表に定める広告選定評価表により、次の各号に掲げる項目ごとの評価点をつけ、全ての項目の総計点数が上位の広告から順に選定数の広告を選定するものとする。なお、全ての項目の総計点数が25点未満の広

告又は第４号から第６号までのいずれかの評価点が０点の広告にあっては、広告取扱不可とする。

- (１) 広告主
- (２) 広告主の母子保健等に対する取組
- (３) 業務実績
- (４) 広告の内容
- (５) 広告のデザイン
- (６) 広告取扱の実効性（広告取扱までのスケジュール）

３ 前項の評価点は、審査会の委員長又は委員１名につき、最高９０点とする。

４ 第２項の総計点数が同じ広告があり、同点の広告をすべて選定すると選定数を超える場合は、同点のものについて、抽選により選定するものとする。

５ 委員長は、審査会の審査結果を、市長に通知するものとする。

（結果通知等）

第１１条 市長は、第７条、第８条又は前条第５項の結果を、第６条に規定する申込みを行った広告取扱希望者に書面で通知するものとする。

２ 広告取扱希望者は、審査結果に対する異議を申し立てることは一切できない。

３ 市は、審査会による審査の過程または審査結果の理由等を公開する義務を負わない。

（契約書の作成等）

第１２条 市長は、広告取扱の決定をしたときは、当該広告の掲載又は配布等に係る契約の締結その他必要な措置を講ずるものとする。

２ 前項の契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (１) 広告取扱の内容に関する事項
- (２) 広告取扱料の額及び納付方法
- (３) 第１３条、第１４条及び第１５条に定める事項
- (４) その他市長が必要と認める事項

（広告取扱の取消）

第１３条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告取扱期間中であっても、広告主への催告を行わずに広告取扱を取り消すことができる。

- (１) 広告又はその原稿を指定した期日までに納入しないとき
- (２) 広告主が、虚偽の申請をしたとき
- (３) 広告主が、市の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき
- (４) 広告主又は広告に掲載されている企業等が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (５) 広告主の倒産、破産等により広告取扱をする必要がなくなったとき
- (６) 広告主が書面により、広告取扱取下げを申出たとき

(7) 市の業務上、やむを得ない事由が生じたとき

(8) その他市長が広告取扱に特に支障があると認めるとき

(広告取扱料の返還)

第14条 すでに納付した広告取扱料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない事由により、広告取扱を中止し、又は広告取扱に係る契約を解除したときは、この限りではない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容その他広告取扱に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(協議)

第16条 広告取扱に関し、この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長及び広告主が協議するものとする。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか広告取扱について必要な事項は、所管課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。